

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	登録の取消し又は停止
所 管 部 課 係 名	インフラ整備部下水道課排水設備係
根拠法令及び条項	<p>新座市指定下水道工事店規則</p> <p>第21条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6か月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例及び条例に基づき規定された規則に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。</p> <p>(3) 第15条により市に登録を受けた責任技術者が、他の市町村組合において、当該市町村組合の下水道条例等に違反したとき。</p>
処 分 基 準 (未設定の場合 はその理由)	<p>新座市指定下水道工事店の違反行為に対する処分等に関する事務処理要綱第3条に定めるとおりとする。</p> <p>(処分等の基準)</p> <p>第3条 市長は、指定工事店又は責任技術者（以下「指定工事店等」という。）が、規則第11条第2項各号又は規則第21条第1項各号の行為等（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるときは、別表第1に定める違反行為の種類及び別表第2に定める違反行為の査定基準に基づき処分等を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合においては、指定工事店等の指定又は登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 指定の効力の停止の期間中に、指定工事店が違反行為に該当すると認めたとき</p> <p>(2) 登録の効力の停止の期間中に、責任技術者が違反行為に該当すると認めたとき</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、処分等を軽減又は加重することができる。</p> <p>4 第1項の処分等は、処分等を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しない。ただし、指定又は登録の取消しの処分を受けた場合において、当該処分の基礎となつた処分等は、当該処分を受けた日に消滅する。</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（令和4年4月1日最終変更）

別表第1
違反行為の種類

1 指定排水設備工事店指定要件に関すること

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
条例第8条 規則第3条	責任技術者を1名以上置かないとき。 (規則第3条(1))	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	工事施工に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。 (規則第3条(2))	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	埼玉県内に営業所又は店舗を有していないとき。 (規則第3条(3))	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	工事業者が破産者の宣告を受けたとき。 (規則第3条(4)ア)	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	工事業者が責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 (規則第3条(4)イ)	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	指定工事店が、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 (規則第3条(4)ウ)	指定の取消し
条例第8条 規則第3条	工事業者が業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (規則第3条(4)エ)	
	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに排水設備工事を施工したとき。	6月以下の指定の停止
	施工上の安全管理を怠り、当該工事に従事する従業員に危害を与えたとき。	3月以下の指定の停止
	施工上の安全管理を怠り、第三者に危害を与える、又は被害を与えたとき。	6月以下の指定の停止
	研修・講習会の出席等の指示に従わないとき。	1月以下の指定の停止
	文書注意、文書警告に相当する行政指導に従わないとき。	3月以下の指定の停止
条例第8条 規則第3条	工事業者が精神の機能の障がいにより排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 (規則第3条(4)オ)	指定の取消し

2 工事施工に関する義務違反

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
条例第6条 規則第9条	正当な理由がなく排水設備工事の申し込みを拒んだとき。 (規則第9条第2項(1))	文書注意
条例第6条 規則第9条	不適正な工費で施工したとき。また、工事契約に際し工事金額、工事期限等を明示しなかったとき。 (規則第9条第2項(2))	文書注意
条例第6条 規則第9条	工事の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。 (規則第9条第2項(3))	文書注意
条例第6条 規則第9条	自己の名義をもって、他人に排水設備工事をさせたとき。 (規則第9条第2項(4))	文書注意
条例第6条 規則第9条	市長の確認を受けないで、排水設備の新設等の工事を施工したとき。 (条例第6条) (規則第9条第2項(5))	文書注意
条例第6条 規則第9条	不可抗力等以外で、工事の完了後又は検査合格後1年以内に生じた故障等を無償で補修しないとき。 (規則第9条第2項(7))	文書注意
条例第6条 規則第9条	災害等緊急時に正当な理由なく協力しなかったとき。 (規則第9条第2項(8))	文書注意
条例第6条 規則第9条	検査時に責任技術者を立ち会わせなかつたとき。 (規則第9条第2項(9))	文書注意
条例第6条 規則第9条	検査に不合格の後、直ちに補修して再検査を受けないとき。 (規則第9条第2項(10))	文書注意
条例第6条 規則第9条	従業員の工事上の行為について、すべての責任を負わなかつたとき。 (規則第9条第2項(11))	文書注意
条例第6条 規則第9条	自己の責に帰すべき事由により市に損害を与える、損害額を賠償しないとき。 (規則第9条第2項(12))	文書注意
条例第6条 規則第9条	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 (規則第9条第1項)	文書注意
条例第6条 規則第9条	下水道法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、新座市下水道条例その他の法令で定める基準に適合しない排水設備を設置し	文書注意

	たとき。 (規則第9条第1項)	
条例第6条 規則第9条	下水管及び排水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 (規則第9条第1項)	文書注意
条例第7条	排水設備工事完成後、市の職員の検査を受けなかったとき。	文書警告
条例第6条	排水設備工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	文書警告

3 届出義務違反

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
条例第8条 規則第10条	辞退届を提出しないとき又は虚偽の提出をしたとき。 (規則第10条第1項)	文書注意
条例第8条 規則第10条	組織の変更等の異動届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 (規則第10条第2項(1)(2)(3)(4)(6))	文書注意
条例第8条 規則第10条	責任技術者の異動等の届出をしないとき。 (規則第10条第2項(5)(6))	文書注意
条例第8条 規則第10条	責任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 (規則第10条第2項(5))	文書注意

4 下水道施設への機能障害

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
条例第4条	施工した排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれが大きいとき。	文書警告

5 不正申請

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
条例第8条	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

6 責任技術者登録資格要件に関すること

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
規則第14条	破産者の宣告を受けたとき。 (規則第14条第2項(1))	登録の取消し
規則第14条	試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経	登録の取消し

	過しない者であることが判明したとき。 (規則第14条第2項(2))	
規則第14条	精神の機能の障がいにより排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。 (規則第14条第2項(3))	登録の取消し

7 責任技術者の工事施工に関する義務違反

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
規則第20条	排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理を行わないとき。 (規則第20条第1項)	文書注意
規則第20条	排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督を行わないとき。 (規則第20条第1項)	文書注意
規則第20条	排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認を行わないとき。 (規則第20条第1項)	文書注意
規則第20条	排水設備等の新設等の工事の完了検査の立会いを行わないとき。 (規則第20条第2項)	文書注意
規則第20条	指定工事店において専属する責任技術者で、他の指定工事店の責任技術者を兼ねているとき。 (規則第20条第3項)	文書注意
	文書注意、文書警告に相当する行政指導に従わないとき。	3月以下の登録の停止

8 複数項目に関する義務違反

該当条項	違反行為の内容	処分等の内容
	前段の違反項目において、2以上の違反行為があったとき。	指定（登録）の取消し又は6月以下の指定（登録）の停止

条例→新座市下水道条例

規則→新座市指定下水道工事店規則

別表第2

違反行為の査定基準

処分等の内容	違反行為の適用区分
文書注意	別表第1に定める処分等の内容が「文書注意」に該当する事項
文書警告	別表第1に定める処分等の内容が「文書警告」に該当する事項及び「文書注意」が2回に達したとき。
指定(登録)の停止	別表第1に定める処分等の内容が「1月、3月又は6月以下の指定(登録)の停止」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項 (1) 「文書警告」を受け、「違反行為」があったとき。 1月以下の指定(登録)の停止 (2) 1月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。 3月以下の指定(登録)の停止 (3) 3月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。 6月以下の指定(登録)の停止
指定(登録)の取消し	別表第1に定める処分等の内容が「指定(登録)の取消し」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項 (1) 6月以下の指定(登録)の停止後、「違反行為」があったとき。 (2) 指定(登録)の停止処分中に違反行為があったとき。 (3) 指定(登録)の停止処分中に工事を施工したとき。